

# REACH 予備登録代行

国際化学物質管理支援センターが、お客様の予備登録手続きを代行致します

専門家が対応します  
手続きが日本語で可能です  
唯一の代理人の日本における窓口です  
公益法人の立場から企業を適切にサポートします



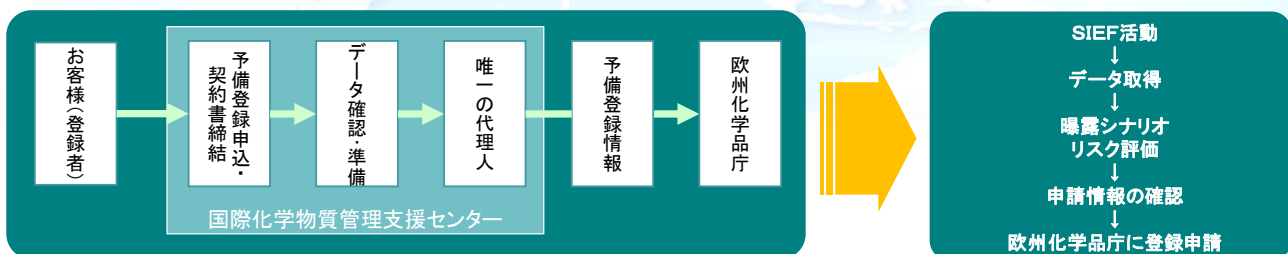
## 予備登録代行とは？

REACH規則では、既存化学物質の登録にあたり、予備登録を行うと、正式な登録まで一定の猶予期間が与えられます。本来の予備登録期間は2008年6月1日～12月1日ですが、**第28条6項に基づく予備登録は期間終了後も可能です(Late pre-registration)**。

予備登録を行うには、登録者名、物質名、類似物質等のデータを、輸入業者または唯一の代理人を介して、欧州化学品庁に提出する必要があります。そこで、社団法人産業環境管理協会では、お客様にかわって、予備登録の代行を致します。

- 通常、予備登録は、欧州域内でしか行えませんが、産業環境管理協会は、EU域内の唯一の代理人の日本の窓口として、日本から予備登録を行うことができます。
- 予備登録に必要なデータの確認・準備を合わせて行うことができます。
- 産業環境管理協会では、予備登録後の正式登録までをスムーズに行うことができます。(別途契約が必要)  
※ 予備登録及び登録の費用に関しては、別途お見積りを個別に作成させていただきます。

予備登録の流れ



予備登録代行お申込依頼(お見積り依頼)用紙は裏面をご覧ください  
詳細については右記URLをご覧ください : <http://www.reachcenter.jp/>

【本件に関するお問合せ・お申込は下記まで】  
社団法人産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センター  
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1  
TEL: 03-5209-7709 / FAX: 03-5209-7706  
E-mail: [int-chem@jemai.or.jp](mailto:int-chem@jemai.or.jp) / URL: <http://www.reachcenter.jp/>

受付NO.	
-------	--

産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センター 行

産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センターに、予備登録代行を依頼します。

申込年月日	
-------	--

年	月	日
---	---	---

### REACH予備登録代行申込書

貴社名				
ご住所	〒			
部署名				
申込責任者	役職		氏名	印
電話番号			E-mail	
窓口担当者	役職		氏名	
電話番号			E-mail	

登録予定物質数	約	物質
(内訳) 1~10t の物質	約	物質
10~100t の物質	約	物質
100~1000t の物質	約	物質
1000t 以上の物質	約	物質
CMR のカテゴリー1・2 物質	約	物質
R50/53 の 100t 以上の物質	約	物質

※CMR のカテゴリー1・2 とは、67/548/EEC で、発がん性、変異性、または生殖毒性のカテゴリー1 または 2 に分類され、年間 1t 以上の物質

※R50/53 とは、67/548/EEC で、水環境で長期的に有害な影響を及ぼすかもしれない水生生物に猛毒性と分類され、年間 100t 以上の物質

注 1) 予備登録の物質数については、調査の結果等において変動がありえるものとします。

注 2) 予備登録代行に係る正式な契約につきましては、費用見積り等を踏まえつつ、別途協議の上、締結するものとします。

産業環境管理協会処理事項

